

## 民事手続判例研究

大橋, 眞弓  
東京大学大学院博士課程退学

福岡民事訴訟判例研究会

<https://doi.org/10.15017/1968>

---

出版情報 : 法政研究. 59 (2), pp.123-132, 1993-02-20. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## 民事手続判例研究

## 福岡民事訴訟判例研究会

## 相続放棄の申述の受理手続における

## 家庭裁判所の審理範囲と程度

福岡高裁平成二年九月二五日決定（福岡高裁平二(ワ)第一三

〇号、相続放棄の申述事件、取消差戻・確定、判例タイム

ズ七四二号一五九頁）

## 【決定要旨】

家庭裁判所は、相続放棄の申述に対して、形式的要件のみならず、実質的要件も審理できると解するのが相当である。しかし、熟慮期間の要件の存否について家庭裁判所が実質的に審理すべきであるとしても、一応の審理で足り、その結果、同要件の欠缺が明白である場合にのみ申述を却下すべきであって、それ以外は申述を受理するのが相当である。

## 【事案の概要と経過】

本件の抗告人X<sub>1</sub>は亡Aの妻であり、抗告人X<sub>2</sub>はその子である。

本件はX<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>のなした相続放棄の申述が受理されるべきか否かが争われた事件である。

Aは一九八八年一〇月二八日死亡したが、Aと訴外Bとの間には、「一九七九年八月四日、Bが訴外Cに対し、五〇万円を弁済期同年九月三日、利息年一割八分、損害金三割六分の約で貸し付け、Aほか二名が連帯保障した」旨及び全債務者の執行受諾文言が記載された公正証書（以下、「本件公正証書」という）が存在する。X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>は一九八九年一月二八日に同月二四日付承継執行文の付された本件公正証書謄本の送達を受け、同年一月二〇日に本件相続放棄の申述をした。

本件記録上、Aが積極的財産を残した形跡を認めるに足りる資料はなく、またX<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>ともに「一九八九年一月二八日に本件公正証書謄本の送達を受けて初めてAの債務の内容を知った。」旨の陳述をしている。具体的事情としてX<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>は要旨において以下の通りの陳述をしている。

「Aは一九八六年会社を退職して以来年金生活をしており、財産と呼べるものは何も残していなかったので、X<sub>1</sub>としてはその後の生活をどうするかで頭がいっぱいであり、相続のことなど念頭になかった。また、Aは無口なたちで、X<sub>1</sub>はAの生前、借金のことを聞いたことがなく、支払の催促を受けた記憶もない。X<sub>2</sub>は一九六五ころ大学生当時にAと別居し、一九八二年結婚して独立しているので、Aの仕事や生活関係のことは殆ど知らず、借金の話など聞いたことがなかった。」

他方、次の二点が裁判所により認定されている。第一に、一九八〇年、債権者Bは本件公正証書に基づいてAの電話加入権を差押え、X<sub>1</sub>が一九八六年これを買受、同年一〇年一四日Bは弁済金の交付を受けている。第二に、Aは一九八七年一月二八日本件公正証書の遅延損害金債務の履行としてBに対し二万余円を支払った。

右のような事情のもとX<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>は家庭裁判所に対し相続放棄の申述をしたのであるが、民法所定の熟慮期間（三か月、民法九五条一項本文）を徒過しているとして受理されなかった（福岡家裁小倉支部平成二年七月二〇日審判）。そこでX<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>が抗告したのが本件である。

## 【決定】

### 取消差戻

一、「家庭裁判所は、相続放棄の申述に対し、申述人が真の相続人であるかどうか、申述書の署名押印等法定の方式が具備されているかどうかの形式的要件のみならず、申述が本人の真意に基づいているかどうか、三か月の熟慮期間内の申述かどうかの實質的要件もこれを審理できると解するのが相当であるが、相続放棄の申述の受理が相続放棄の効果を生ずる不可欠の要件であること、右不受理の効果が大きいこととの対比で、同却下審判に対する救済方法が即時抗告しかないというのは抗告審の審理構造からいって、不十分であるといわざるをえないことを考え

ると、熟慮期間の要件の存否について家庭裁判所が實質的に審理すべきであるにしても、一応の審理で足り、その結果同要件の欠缺が明白である場合にのみ同申述を却下すべきであって、それ以外は同申述を受理するのが相当である。このように解しても、被相続人の債権者は後日訴訟手続で相続放棄申述が無効であるとの主張をすることができるから、相続人と利害の対立する右債権者に不測の損害を生じさせることにはならないし、むしろ、対立当事者による訴訟で十分な主張立証を尽くさせた上で相続放棄の申述の有効無効を決する方がより当を得たものといえる。そして、相続人において相続開始の原因となる事実及びこれにより自己が相続人となった事実を知った時から三か月以内に相続放棄の申述をしなかったのが、相続財産が全くないと信じたためであり、かつ、このように信ずるについて相当な理由がある場合には、右熟慮期間は、相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識しうべかりし時から起算するのが相当である（最高裁判昭和五九年四月二七日判例。決・民集三八巻六号六九八頁）。

二、そこで本件についてみると、認定事実によれば、「平成元年一月二八日に本件公正証書謄本の送達を受けて初めてAの債権の内容を知ったとの抗告人X<sub>2</sub>の前記陳述部分は首肯できる。」他方、本件公正証書に基づいて差押えられた電話加入権をX<sub>1</sub>が一九八六年に買い受けていることに照らすと、X<sub>1</sub>のX<sub>2</sub>と同趣旨の「陳述部分をそのまま首肯することには疑問がないわけではない。」しかし、買い受けの具体的経緯を認めるに足りる資料

がなく、買受が昭和六一年（一九八六年）であったことを考えれば、XがAの死亡時に「相続財産が全くないと信じ、かつ、このように信ずるについて相当な理由があった場合に当たらないことが明白である」とまでいうのも躊躇される。」なお、一九八七年にAが遅延損害金債務の履行をしているのも右判断を左右するものではない。

三、「そうすると、抗告人兩名の民法九一五条一項本文所定の三か月の熟慮期間は、本件公正証書謄本が送達された平成元年一月二八日から起算されると認める余地があるから、本件相続放棄の申述はこれを受理するのが相当である。」

「以上によれば、本件抗告は理由があるから、家事審判規則一九条一項に従い原審判を取り消し、さらに調査審理の必要はないが、本件申述の受理手続を担当させるため、本件を原裁判所に差し戻す。」（裁判長裁判官佐藤安弘、裁判官畑耕平、裁判官饒田孝行）

### 【評 釈】

本決定は、相続放棄の申述の受理手続において、家庭裁判所がなすべき審理の範囲及び程度につき示したものである。本決定を考へるにあたり、まずその前提として、相続放棄の申述の制度を概観し、続いて受理行為の法的性質、受理審判の審理範囲を考察していきたい。

#### 一、相続放棄の申述

相続を放棄するためには、「自己のために相続の開始があつ

たことを知った時から三箇月以内に」しなければならぬ（民法九一五条一項）。相続放棄の申述は家庭裁判所に対してなし（民法九一五条一項）。その受理は甲類審判事項である（家事審判法九条一項甲類二九号）。そして、放棄の申述が却下されたとき、相続人又は利害関係人は即時抗告をなすことができる（家審規一一一、五条二項）。

民法九一五条の熟慮期間の起算点については、本決定でも引用されているとおり、昭和五九年に最高裁判決<sup>5</sup>が出されており、これはリーディングケースとして実務上看過できない重要性をもつことから、ここに引用する。

「……熟慮期間は、原則として、相続人が前記の各事実（相続開始の原因たる事実及びこれにより自己が相続人となった事実をいう「評釈者注」）を知った時から起算すべきものであるが、相続人が右各事実を知った場合であっても、右各事実を知った時から三か月以内に限定承認又は相続放棄をしなかったのが、被相続人に相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、被相続人の生活歴、被相続人と相続人との間に交際状態その他諸般の状況からみて当該相続人に対し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があつて、相続人において右のように信ずるについて相当な理由があると認められるときには、相続人が前記の各事実を知った時から熟慮期間を起算すべきであるとするのは相当でないものといふべきであり、熟慮期間は相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識しうべき時から起算すべきものと解する

のが相当である（傍線、評釈者）。」

二、本決定は相続放棄の申述に関し、(1)裁判所は三か月の熟慮期間内になされたか否かという実質的要件を審理することができるとか、(2)その審理の程度はいかほどであるべきか、という二点について判断を下したものである。裁判所は、実質的要件の審理可能性を肯定したうえで、その程度は一応の審理で足り、要件の欠缺が明白である場合に限り却下すべきであり、それ以外の場合には申述を受理すべきであるとした。

この問題は従来、受理行為の法的性質論と関連して議論されてきたことから、以下では後者の点から検討を加えることとする。受理行為については、

(a) 一定の方式をもってなされた相続放棄という意思表示を受け付けたという事実行為を、裁判所の記録にとどめ公証する意味をもつにすぎないとする説（非裁判説<sup>6)</sup>、

(b) 受理も他の非訟の裁判と同様に、裁判所が当事者の私権関係を形成するための裁判であるとする説（裁判説<sup>7)</sup>、

(c) 申述がなされたという事実を公証し、その意思表示があったことを記録する準裁判とでもいべき広義の裁判であるとする説（準裁判説<sup>8)</sup>）とに分かれている。

そして、右のような法的性質論を前提に、受理審判の審理範囲については、大きく分けて次の二つの考え方が見られる。

(ア) 一つは形式的審査説と呼ばれるもので、提出された申述の

記載が適式になされた否か、申述書の記載から見て相続人が申述者として熟慮期間中に申述書を提出したか否か、を審査すれば足りるといふ考え方である<sup>9)</sup>。

(イ) 二つは実質的審査説と称されるもので、右の(ア)に比べより実質的な審査もなすべきであるといふ考え方である。具体的にいうと、申述者の真意の存否、相続人たる身分関係の有無、熟慮期間の遵守、法定単純承認の事実の有無といった実質的要件の審理がこの説により要請されている。もっとも、その審査の範囲・程度をめぐる、見解は多岐に分かれている状況にある<sup>10)</sup>。

三、ここでは、右の(a)ないし(c)説と(イ)説との関係について考えてみることにしよう。受理の法的性質について(a)の非裁判説をとった場合には、審査の範囲は形式的な要件に限定される(ア)説)ように思われる。これに対し、(b)の裁判説や(c)の準裁判説は、(イ)の実質的審査説と「結びつきやすい」と解される。その理由は、受理行為に裁判としての要素を肯定する場合には(上記の(b)及び(c))、審査の範囲について実質的な要件にまで拡大することが可能であり、これが解釈としても自然であると考えられるからである。既に見たように実質的要件のうちの範囲まで審査の対象とするかは見解が分かれているが、それは別個の考慮要素(例えば、相続関係の早期確定の要請、受理審判に対する一般の信頼など―後述)を視野に入れて判断を下すべき性質の問題であろう。

思うに、相続放棄の申述を受理する行為には、「申述を公証する」という本質的な意義を肯定することができる。他方、申述の適否・効力が審査され、却下の審判も現行法上予定されていることから判断すると(家審規)<sup>(11)</sup>、実質的な審理判断という側面は否定することができない。

四、受理審判をこのように捉えた場合には、その審理の範囲・程度はどのように考えるべきであろうか。私見によれば、その際に考慮すべきファクターは次の諸点であろう。<sup>(12)</sup>

- (1) 申述の受理は、相続放棄の効果を発生させるための不可欠の要件である。
  - (2) 申述却下の場合、即時抗告はなしうるが、別訴によって相続放棄が有効とされる途は開かれていない。逆に、受理された場合には、後日訴訟によって相続放棄の無効を主張することが可能である(注3及び注4参照)。
  - (3) 受理審判の本質は公証行為であり、相続放棄の有効性は最終的には訴訟で確定されるべきである。
  - (4) 申述の受理・不受理は早期に明らかにされることが望ましい。
  - (5) 相続放棄の申述が受理されると、受理審判には一般の信頼が寄せられることとなる。
  - (6) 審判事項とされている以上、実質的要件を明確に欠いている申述には裁判所のチェック機能を肯定してよい。
- このように検討すると、受理をするのが原則と解すべきである。

ろう。つまり、実質的要件は受理審判の対象であるが、それは要件の欠如が明白である限度で審理するのが妥当であろう。<sup>(13)</sup> この意味で、本決定の見解に賛成したいと考える。

また、既に紹介した、熟慮期間の起算点に関するリーディングケースである昭和五九年の最高裁判決の中にも、「相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常認識しうべき時」という実質的判断要素が認められるところである。その判決を前提とすると、もはや形式的審査説をとる余地はないように解される。<sup>(14)</sup>

五、判例法における本決定の具体的意義を考えるために、以下では、従来の裁判例を概観することとしたい。<sup>(15)</sup>

- 1、本決定と同様に、当事者の主張が「認められないものでもない」から原則として申述を受理すべきであるとしたもの<sup>(16)</sup>
  - (1) 大阪高決昭和六一年六月一六日家月三八卷一一号一〇六頁<sup>(17)</sup>
  - 2、実質的審査のうえ、熟慮期間内であることが明らかであるとしたもの
  - (2) 佐賀家審昭和五四年五月一〇日家月三一巻九号三八頁
  - (3) 福岡家久留米支審昭和五五年二月一八日家月三三巻一号八二頁
  - (4) 大阪高決昭和五四年三月二二日家月三一巻一〇号六〇頁<sup>(18)</sup>
- このうち(2)及び(3)の事案の詳細は不明であるが、(4)は被相続人と音信不通になっており、被相続人が死亡当時、財産をほとんど所持していなかったという事案である。

- 3、実質的審査のうえ、熟慮期間を終了したとしたもの
- (5) 山県家審昭和五七年九月一六日家月三五卷一二号九六頁
- (6) 盛岡家審昭和五九年九月二〇日家月三七卷七号五七頁
- (7) 福岡家小倉支審昭和六〇年二月六日家月三七卷一〇号九九頁

このうち(5)は中小企業主が死亡した場合の保証債務につき同居の親族に不知の「過失」を肯定した。(6)は被相続人とともに不法占拠をしていた者に対して賃料相当額の損害が問題となった事例で、不知につき「重過失」を認めた。(7)は相続放棄の申述より八か月前に、承継執行文付金銭消費貸借公正証書謄本の送達を受けている事例である。

こうして見てくると、(1)のほか、(4)(7)についても、本決定と同じ見解により説明することが可能である。(5)(6)は本決定の立場から説明することが可能であるかについて微妙なケースであるが、(5)については相続人の債務の不知につき「明白に過失があるとは断定しえない」として、申述を受理する余地もあったであろう。

右の諸判例を前提に本決定を見ると、まずX<sub>2</sub>の申述を受理することにについては異論がないであろう。他方、X<sub>1</sub>については、相続開始の二年前に自ら差し押えられた電話加入権を買い受けている点に鑑みると、本決定が指摘するように、公正証書の送達により初めて債務の内容を知ったという陳述の信憑性には疑問がないわけではない。しかし、前述のように原則として受理

すべきであるという見解からすると、限界事例としてなおX<sub>1</sub>の申述の受理を支持することも可能であろう。

六、最後に、本決定の射程距離についてコメントすることとしたい。熟慮期間以外の実質的要件(例えば、実質的な相続人たる身分関係の存否、法定単純承認の事実の有無等)については、本決定も昭和五九年の最高裁判決も何ら言及していないと解される。しかし、先に四で述べた様々な考慮事項は他の実質的要件にも同様に妥当するものと思われる。したがって、要素の決りが明白な場合を除き、裁判所は申述を受理すべきこととなるであろう。

#### 注

(1) 家裁に提出する申述書には、以下の事項について記載を要し、申述者またはその代理人が署名押印するものとされている。一、申述者の氏名・住所、二、被相続人の氏名・最後の住所、三、被相続人との続柄、四、相続の開始があったことを知った年月日、五、相続を放棄する旨(家審規一一四条二項)。

(2) 受理によって、相続の効果が発生するとされている(最判昭和四〇年五月二七日家月一七卷六号二五一頁)。

(3) 申述が却下された場合、別の訴訟によって相続放棄を有効とすることは認められない(国府剛「相続放棄をめぐる一、二の問題」法律時報五二卷七号一四頁)。

(4) 相続放棄の申述を受理した審判に対しては、不服申立の方法は認められていない(大阪高決昭和三八年一〇月一日家月一五卷一一号一〇九頁、岡垣学『家事審判法講座 第二卷』一五一頁、斉藤秀夫

- 「菊池信男編『注解家事審判法』(稲田龍樹執筆)二二六頁)。ただし、「相続放棄の申述が家庭裁判所に受理された場合においても、相続の放棄に法律上無効原因が存するときは、後日訴訟においてこれを主張することを妨げない」とされている(最判昭和二十九年一月二十四日民集八卷一〇二頁三〇一頁)。
- (5) 最判昭和五九年四月二十七日民集三八卷六号六九八頁。本判決については、中田裕康・法学協会雑誌一〇三卷九号一九七頁を始め多数の評釈が公表されている。
- (6) 大阪高決昭和二十七年六月二十八日家月五卷四号一〇六頁、東京高決昭和三四年一月三〇日家月一〇一〇号八七頁、岡村玄治『非訟事件手続法』一一二頁以下。
- (7) 中島弘道『非訟事件手続法』三〇〇頁。
- (8) 昭和二十五年九月家事審判官合同家庭局見解(合同要録一七〇頁)。山木戸克己『家事審判法』四六頁、野田愛子「相続放棄申述および相続放棄取消申述の受理」鈴木忠一監修『実務民事訴訟講座 七巻』三〇〇頁、岡垣前掲注(4)一四九頁。
- (9) 大決昭和九年一月一六日民集一三卷一号二七頁。
- (10) 申述者の真意の存否が審査対象になる点については、ほぼ異論はないと思われる(最判昭和二十九年一月二日民集八卷一〇二頁二二二頁)。これ以外の事項が審査対象足りうるか、という点に関しては、消極に解する中川善之助『相続法』二七七頁、熟慮期間の遵守を含める福岡高決昭和二十三年一月二十九日家月二五年一号七頁、すべての要件を審査対象とする山木戸克己「訴訟における相続放棄無効主張の拒否」民商三二卷五号一二二頁などに分かれる。
- (11) このうち(1)ないし(4)は、審査対象となる実質的要件を少なくし、審査の程度も弱める傾向にあり、(5)(6)は逆に機能する。
- (12) 学説上も準裁判説、実質的審査説をとったうえで、このような見解をとるものが有力である。岡垣前掲注(4)一四六頁、野田前掲注
- (8) 三〇三頁も同旨と思われる。この他にも、参照、稲田前掲注(4)二六一頁、友田和昭「相続放棄の申述の受理手続における家庭裁判所の審理範囲」家月三九卷五号一一七頁。
- (13) このように考えると、形式的審査説と実質的審査説との間には実際上、大きな違いを認めることはできない。
- (14) 稲田前掲注(4)二六一頁。
- (15) 熟慮期間の起算点繰下げが争われた事例の中には、相続放棄が抗弁として提出されたものがある(具体的に言うると、債権者からの請求に対して、相続放棄―これは既に家裁により受理されている―が訴訟において抗弁として提出された事例である)。例えば、繰下げを肯定した例として東京高判昭和六一年一月二十七日判例タイムズ六四六号一九八頁、否定例として大阪高判平成二年二月二十八日家月四三卷一〇一号一六頁。しかし、右の判決は、本件で争われている問題、すなわち、家庭裁判所が相続放棄の申述を受理すべきか否かという問題を扱ったものではない。つまり、右の判決は、受理の適否が訴訟において争われた事案であって、その審理の程度は(本件で争われている問題に比べ)一層実体に立ち入ったものとなる。
- (16) 相続放棄取消の申述の事例であるが、札幌高決昭和五五年七月一六日家月三二卷一〇二号四七頁も同様の見解に立つものと思われる。この評釈として岩井俊・判例タイムズ四三九号一五六頁がある。
- (17) 本件には、友田前掲注(12)の評釈がある。
- (18) 本件の評釈として、国府前掲注(3)がある。
- なお、本決定の解説として、石塚章夫・判例タイムズ七九〇号一四六頁がある。

(大橋 眞弓)